

村民の皆さんの質問に答えます 賠償等の説明会



▲説明会には多くの村民の皆さんが参加されました

村は、7月24日から8月6日までに、計5回の賠償等説明会を村役場飯野出張所で開催しました。村からは村長・副村長をはじめ関係課長らが出席し、①住居確保の賠償②飲料水の安全確保にかかる支援について③墓石修繕の賠償④これまでに請求を受けた付けた賠償⑤昇口舗装についての賠償説明を行いました。

今回の説明会資料は全戸配布済みですので、ご一読ください。次からは、質疑・応答に寄せられた質問と回答をお知らせします。※回答内容は平成26年8月26日現在の内容です。変更等があれば、随時お知らせします。



▲全戸配布した説明資料

住居確保

- Q 住宅確保の賠償に期限はあるのか。**
A 現時点では期限を定めていない。今後、期限が決まり次第、改めてご案内する。
- Q この賠償制度を利用することにより、賠償が終了するのか。**
A 今回の賠償制度を利用したことにより、精神的苦痛の賠償が支払われなくなることはない。
- Q 個々で賠償上限金額が異なる。いつ通知がくるのか。**
A 上限金額については、請求書に記載し7月末より順次発送している。また、住居確保の賠償は、宅地・建物、借地権の賠償金額が算定の基本となるので、まだの方は、先に請求手続きをしていただきたい。

- Q 移住する場合、所有の建物を3年以内に解体すれば費用は賠償されるなどと新聞等で見ましたが、実際はどうか。**
A 事実ではない。移住を選択した場合、更地にするための解体費用は対象外である。帰村して建て替えをすることがある場合は、対象となる。
- Q 請求できる建物は住宅の部分だけなのか、または付随する牛舎や納屋を合算した金額を出すのか。**
A 住宅と同一地番にある納屋等の建物も合算し、上限金額を設定することができる。住宅のみを請求することも可能なので、個別にご相談いただきたい。
- Q 帰村する親夫婦と移住する若夫婦の2世帯に分かれて両方に費用がかかる場合、上限金額の枠内では足りないため、別々で出るようになる**

ないか。

A 3月11日時点に所有されていた住宅の上限金額の中で運用となるため、その枠内で活用いただきたい。

飲料水の安全確保



Q 村内行政区すべてが対象となるのか。
A すべての行政区で、帰村を希望する世帯が対象となる。

Q カートリッジが1家庭に1つとのことだが足りないのではないのか。
A 飲料水について、現在のところNDとなっており、濁り水等が発生した場合を想定しているので1家庭に1つとしている。

Q 上限金額を超える費用についても賠償という考え方でよいのか。
A 財源が東電の賠償と国の交

付金等なので、上限金額を超えた部分は、賠償とされない。

墓石修繕の賠償



Q 提出書類に共同墓地の地番地名の記入と看板等の写真添付が求められているが、村の墓地に看板等はないなど提出が難しいため、もっと簡素化できないか。
A 看板の写真などの添付書類が準備できない場合は、住民票の写しの提出(提出済みの場合は不要)での対応ができるよう調整中である。※後日調整し対応できるようにしていきます。

昇口舗装について



Q オーバーレイはどのようにするものか。個別でできない所

- もあると思われるが、そこに対してはどうするのか。
A 既存の道に3cm上掛けする。個別で異なる事情があれば相談に応じる。
- Q 昇口が公道の場合、管理の問題が出るのではないか。**
A 詳しく個々に調査をして、対応を検討していきたい。
- Q オーバーレイにより、線量が高い水が家の方に流れてこないか心配である。**
A 個々に立ち会いの下、きちんとした作業を行う。
- Q 舗装してから長年経過している昇口について、撤去した場合、は産業廃棄物になる問題があるため、オーバーレイの方が良いのか。**
A 撤去してからの舗装になると自己負担となるので、オーバーレイのほうがいい。

その他

- Q 財物賠償未請求の項目内「管理不能となった財物の価値減少分の原状回復費用」とはどのようなものか。**
A 3月11日時点で所有していたもので、管理ができなかったことによる財物価値の減少等の原状回復費用のこと。
- Q 家で薪の風呂を使用しており、震災前に保管していた薪がまだあるのだが、帰村後に使用できるだろうか。**
A 燃やすことにより高線量の灰が巻き上がる可能性があるため、控えていただきたい。
- Q 家財賠償で避難時に持ち出せなかったものの請求はまだ受け付けているのか。**
A ピアノなどの高額家財については、検討中であるので決まり次第お知らせする。

賠償等説明会の資料配布についてのお詫び

この度、村から皆さんに全戸配布した賠償等説明会の資料は、説明会に出席されなかった方にも、賠償の参考にしていただくためお送りしたものです。説明なく資料を配布してしまい、村民の皆さまに大変なご迷惑をおかけしてしまったことをお詫び申し上げます。